

令和6年度以降の財源のあり方について（骨子案）

前文

- ・町では多額の財源不足に対応するため、固定資産税超過課税を当分の間実施することとし、5年毎に施行状況を検討したうえで、所要の措置を講ずることとしているが、令和5年12月に5年毎の見直し期限を迎えることから、一連の見直し作業の検証並びに令和6年度以降の財源不足への対応への意見、助言及び提言の依頼があった。
- ・本有識者会議では、第1期行財政改革アクションプランの取組結果に対する外部評価、中長期財政見直しにおける歳入歳出見通しの確認、行財政改革アクションプランの改定による推進項目と財政健全化効果額の確認及びこれらを基にした財源不足額の算出結果の確認を実施した。
- ・これらに加え、財政逼迫要因の検証結果等を参考にし、町が作成した令和6年度以降の財源不足への対応について、多角的な視点により検討を重ねた結果、以下のとおり提言する。

1. 検証結果

- ・固定資産税超過課税の見直しに係る一連の取組みについて検証及び確認した結果、超過課税を現行の率で継続した場合であっても、令和6年度以降、財源不足が生じ、長期にかけて拡大が見込まれることを確認した。
- ・また、中期では、第2期行財政改革アクションプランの実施により年平均4億2,800万円の修正改善効果額が見込まれ、不足額が大きく縮減されるものの、なお年平均3,500万円の不足が見込まれることを確認した。
- ・一方、宿泊税をはじめとした超過課税以外の財源確保策については、令和6年度までに観光客や町民から広く負担を求める方策を検討し必要な措置を行うことを目標としていたが、新型コロナウイルス感染症の長期化により検討が中断しており、中期の財源として見込むことは困難な状況にある。
- ・これらを踏まえると、令和6年度以降の行財政運営を行っていくにあたり、固定資産税超過課税を継続するという町の対応は妥当であると判断した。

2. 提言

- ・町が示した令和6年度以降の財源不足への対応の中では、中期はふるさと納税の受入体制強化により不足分の対応を図ることとしているが、物価高騰や人件費の増加など先行きが不透明な中で必要なサービスを提供するためにも、状況に応じて推進項目の内容を見直し、積極的に行財政改革を推進されたい。
- ・長期にかけて財源不足が拡大するという財政見直しを勘案すると、令和11年度以降も固定資

令和5年3月23日

第6回箱根町行財政改革有識者会議

産税超過課税を継続することはやむをえないが、それまでの間に財政構造の転換を図り、持続可能な行財政運営の実現を目指すとともに、令和11年度以降に新たな財源確保策を導入することを見据えた取組みの着実な進展を図るべきである。

3. 附帯意見

・ 議会での議論

今回、中長期財政見通し、第1期行財政改革アクションプランの実施状況等を総合的に検討した結果、有識者会議としての結論を明確にしたものであることから、一連の検討過程を可能な限り参考にして、超過課税の必要性について十分検討されることを期待する。

・ 歳入確保・歳出削減策の確実な実施

推進項目で財政健全化効果額を見込んだものは、確実に効果額が出るよう実施されたい。
推進項目で実施の可否を検討するとした項目は、実施に向けて取り組む方向で検討されたい。
推進項目のうち「No.1 持続可能な行財政運営手法の確立」、「No.7 財源確保策の検討」及び「No.19 公共施設のあり方の抜本的な見直し」は、令和11年度以降の財源不足の縮減に直接寄与できるよう、着実に検討を進めてもらいたい。